配付資料⑧

令和８年度第２回住吉区区政会議　事前意見

No.	意見者	事前意見	当日回答	担当
1	藤井委員	**（ＤＸ推進行政における「潜在的デジタル困難層」への対応について）** 行政手続きのオンライン化が進む中、現在の「スマホ相談会」等のデジタル支援は主に「自分はITが苦手だ」と自覚している層を対象としており、十分にカバーされていない層が存在するのではないでしょうか。具体的には、現役時代にパソコンを長年利用してきた退職者層で、Excel等の操作やメール・オンライン会議には慣れている一方、機器の初期設定、新しいアプリの利用、セキュリティ設定といった基盤的な知識は勤務先のIT部門に依存してきた方々です。 この層は「自分は分かっている」という意識から既存の支援策を利用しない傾向があり、本人の自覚がないまま、今後加速するAI活用や行政DXの進展に追随できなくなる「潜在的デジタル困難層」を形成する可能性があると考えます。 また、フィッシング詐欺等のセキュリティリスクへの警戒が十分でないケースも想定されます。その結果、行政DXが高度化するほど行政・福祉施策から漏れる区民が増え、区政運営の混乱やコスト増大につながりかねないため、行政課題として捉えるべきではないでしょうか。 DX推進行政には「困難を抱えた人を支援する」機能に加え、「困難に陥る前に気づきを促す」機能が必要ではないでしょうか。具体的には、行政手続き等アプリの利用方法にとどまらず、端末の初期設定、セキュリティ設定、トラブル対応等も織り込んだ講習を設け、町会・老人会・地域包括支援センター等と連携して参加を呼びかけることが考えられます。また、講習は単発ではなく、継続的に相談できる体制を整えることも重要と考えます。 さらに、講習名の工夫も参加促進の観点から有効です。「初心者教室」という呼称は、自身を対象外と認識する層の参加を遠ざける可能性があるため、「現役時代の経験を活かす実践講座」等、対象者の経験と誇りを尊重した名称とすることで、参加しやすくなるのではないでしょうか。	デジタル技術は、急速に発展し、社会のあらゆる分野で利用され、日常生活においても欠かせない存在となっていることから、本市として、大阪市区役所DX実行計画を策定し、「いつでもどこでも誰にでも、より便利な行政サービス」「市民と地域と職員がつながり、共に創る豊かな地域社会」「生産性を向上させ、全ての職員が行政のエキスパートとして活躍」を方針としております。 住吉区役所では、「行かなくてもよい区役所」「ストレスを感じさせない窓口サービス」をめざし、行政オンラインシステムを活用した来庁前予約システムの導入やマイナンバーカードを活用した書かない窓口などの手続きを増やす等、デジタル技術を活用したサービス向上に取り組んでいるところです。 今後、デジタル技術を活用したサービスの利用が促進されるよう、操作方法等を含め丁寧な説明や周知に努めてまいります。	総務課
			本市では、市政改革プラン3.1及び「区政がめざす姿」のもと、「ICTリテラシーの向上や支援体制の充実」の取組において、住吉区では「すべての地域単位でICTリテラシーの学習機会を確保する」目標について達成しております。 具体的には、ICT活用にかかるきっかけづくりとして、住吉区老人福祉センターでスマホ相談室・スマホ相談コーナーを開設するとともにスマホ教室を開催し、受講者自身が各地域においても区民から区民へのICTリテラシーの橋渡しに向けた支援についても実施しているところです。 委員ご指摘の、アプリ使用にかかる初期設定、セキュリティ設定、トラブル対応についてはICT機器及びアプリの最新かつ高度な専門知識が必要であることから、携帯電話販売会社などの講座の活用が適当であると考えております。	福祉課
2	藤井委員	**（全国学力テストについて）** 先日、全国学力テストの結果が公表され、「大阪府は、過去から大幅に改善され、全国平均に“迫ってきた”」という報道を聞きました。 大阪府内での比較では大阪市は概ね平均程度であり、さらに大阪市内で住吉区を比較すると、住吉区は平均をやや下回っている、という結果だと認識しています。 大阪府・大阪市・住吉区の行政担当者の皆さまにおかれては、先般のポジティブな報道に満足することなく、「平均ではなくトップをめざす」という姿勢で検討を進めておられることと思います。 つきましては、住吉区としての本件に対する方針と、現状の施策についてご説明をお願いします。	本市の学力向上に向けた施策につきましては、大阪市教育委員会策定の「大阪市教育振興基本計画」において、最重要目標の一つとして掲げられており、学力に課題の見られる児童・生徒への支援等に加え、いわゆるボリュームゾーンにあたる層（中間層）も視野に入れて支援に取り組んでおります。 大阪市教育委員会において、「教員の授業力向上」と「児童生徒への個別支援の充実」を視点に取組が進められています。指導主事等が担当校を支援する「ティーチング・エンパワーメント事業」や、各教育ブロック内の学校や地域の実情に応じた支援を行う「ブロック化による学校支援事業」の実施などを通じて、教育委員会と学校が一体となった取組を行っております。 なお、「大阪市教育振興基本計画」において、令和11年度末に全国学力・学習状況調査の結果を対全国比1.00に向上させることを目標として掲げています。 大阪市では学校や地域により近い区役所が教育行政に関わる「分権型教育行政」を推進しており、区役所は区内小・中学校のニーズを把握し、予算と権限の範囲内で学校の状況に応じたサポート等を行うこととなります。 現在、住吉区においては基礎学力の向上を図るため、民間事業者と協定を結んで実施している「すみよし学習クラブ」、そして、小学校を対象として、目標を設定して漢字学習をすることで子どもたちの学習意欲を高めるとともに、自主学習習慣づくりにも資するよう「漢字検定チャレンジ支援」事業を実施し、検定料の支援を行っています。引き続き、各学校のニーズ把握に努め、児童生徒の基礎学力の向上に資する取組を進めていきます。	教育文化課

令和８年度第２回住吉区区政会議　事前意見

No.	意見者	事前意見	当日回答	担当
3	藤井委員	（すみよし学習クラブについて） 住吉区の現行施策である「すみよし学習クラブ」は、学力の底上げに資する有意義な取組だと考えます。 特に、参加児童・生徒数の拡大は、学力格差の縮小にもつながる重要な観点です。 第１回区政会議において、参加児童・生徒数の拡大に向けた方針について質問し、教育文化課より具体的な方策をご説明いただきました。 つきましては、現時点での取組状況はどうでしょうか。また、それぞれの方策が効果を上げているでしょうか。	これまで、区役所としての受講生募集の取組として、毎年３月に各学校を通じて保護者へ募集案内を行ってきました。また、区ホームページへの事業の掲載や４月及び７月の区広報紙への事業の掲載を行うとともに、毎年８月に小学６年生全員に配付する学校選択制希望調査のための「学校案内」に「すみよし学習クラブ」の事業案内を掲載いたしました。 このたび、受講生を増やすための方法等について実施事業者と協議したところ、「定期テストの成績によって塾へ通う事を検討する場合が多い」といったこと、そして「広報のタイミングとしては２学期の定期テスト後に保護者へ周知を行えば反応があるかも」というご意見をいただきました。 そうした事から、事業者と協議しながら、区役所の取組として、各学期の定期テスト後のタイミングを見計らい、年間３回程度各学校へ受講生募集案内を提供し、保護者等へ配布することで、事業の周知を図ってまいりたいと考えています。 なお、本事業は、年度当初28名の受講生でスタートしましたが、７月末時点で38名に増加しております。今後も実施事業者と密に連携しながら効果的な広報活動等に取り組んでまいります。 ※参考資料：配付資料⑧-１	教育文化課
4	藤井委員	（すみよし学びあいサポート事業について） 住吉区の現行施策である「すみよし学びあいサポート事業」は、学力の底上げに資する有意義な取組だと考えます。 特に、参加児童・生徒数の拡大は、学力格差の縮小にもつながる重要な観点です。 第１回区政会議において、参加児童・生徒数の拡大に向けた方針について質問し、生活支援課より具体的な方策をご説明いただきました。 つきましては、現時点での取組状況はどうでしょうか。また、それぞれの方策が効果を上げているでしょうか。	本事業への参加促進に向け、令和８年４月までの取組として生活困窮者自立支援窓口との連携を強化したことで、生活保護受給世帯以外から２名の参加申込みがありました。４月以降の取組として生活保護担当ケースワーカーによる定期的な利用勧奨を実施しています。勧奨にあたっては、令和８年４月以降の新規被保護世帯に加え、既存の被保護世帯に対しても改めてアプローチを行い、継続的に参加を後押ししました。 その結果、新たに２名の参加申込みがあり、既に本事業を利用しています。これにより、現在18名の方にご利用いただいております。 また今回、スクールソーシャルワーカー（SSW）及びこどもサポート推進員を対象とした事業説明会を初めて開催し、制度理解の促進を図りました。これにより、SSWが学校と連携して支援対象となる生徒を把握し、個別に制度説明及び利用勧奨を行う体制を整えましたが、現時点では新規申込みには至っていません。今後も学校との情報共有を継続し、潜在的な支援ニーズのある生徒を把握した際には、速やかに制度説明及び利用勧奨につなげてまいります。 さらに、開催場所へのアクセスが参加の妨げとなっている世帯がある場合には、ニーズを踏まえ、近隣で無料借用が可能な施設等の活用を検討課題として位置づけ、調整を進めてまいります。 今後も関係機関及びこどもサポート推進員等との連携を強化し、支援が必要な生徒の早期把握と継続的な利用勧奨に努め、参加者の拡大をめざしてまいります。	生活支援課

令和８年度第２回住吉区区政会議　事前意見

No.	意見者	事前意見	当日回答	担当
5	一瀬委員	（住吉区地域福祉ビジョンVer.4.0について） 　住吉区地域福祉ビジョンVer.3.0基本目標２の「これからの目標」には、「地域で、家庭で、学校で、区役所等の相談窓口で、誰でも話したいこと、相談したいことをためらうことなく伝えることができるような環境をめざします。」とされています。 　前回の区政会議では、いじめ等の事案において「誰にも相談できなかった」子どもが２割程度いたことをお伝えしました。この点について、区役所からは「こどもサポートネット」のネットワークを活用し、適切な支援につなげる取組を進めるとの回答を得ており、安心しております。相談できなかった子どもたちについても学校が掬い上げている状況からみれば、区役所の回答どおり「こどもサポートネット」が機能していると評価できると思います。 　一方で、見方を変えると、この20%の子どもたちは、Ver.3.0基本目標２がめざす「ためらうことなく相談できる環境」からこぼれ落ちている子どもたちであるとも言えます。また、潜在的には同様の子どもたちがさらに多く存在する可能性も否定できません。Ver.4.0では、基本目標２の趣旨に、こうした子どもたちも含まれることがより明確に表現されるとよいのではないかと考えます。 　具体的には、「大阪市いじめ対策基本方針」が示す「いじめSOS」の周知徹底など、子ども側からのアクセスを強化する取組が、「地域で、家庭で、学校で、区役所等の相談窓口で、誰でも話したいこと、相談したいことをためらうことなく伝えることができるような環境をめざします。」という目標の実現につながるものと考えます。 　大阪市の分権型教育行政に関する資料によると、区長が教育委員会事務局の「区担当教育次長」となり、権限と責任を持って教育行政に参画するとのことです。 　福祉ビジョンと区運営方針、ならびに教育会議の目標の融合の観点から、４月及び９月に、子どもや保護者に対し、「地域で、家庭で、学校で、区役所等の相談窓口で、誰でも話したいこと、相談したいことをためらうことなく伝える」ための授業や周知等が行われるとよいと考えます。	住吉区地域福祉ビジョンでは、基本目標２として「気になる人をまるごと、支えあい気にかけあうしくみづくり」を掲げています。この目標は、高齢者・障がい者・こどもをはじめ、複合的な課題を抱える方など多様な状況にある方々について、権利や利益が侵害されていたり、生きづらさを抱えていたりする時に話したいこと・相談したいことを安心して伝えられる環境づくりや、周囲の人が変化に気づき、適切に支援につなげられる体制の整備をめざしているものです。 　現行の地域福祉ビジョンには具体的に記載はされておりませんが、いじめの問題も子どもを取り巻く地域福祉の今日的な重要課題のひとつとして認識しております。 　今回の委員からのご意見を踏まえ、現在改訂中の次期住吉区地域福祉ビジョンの「現状と課題」に、いじめ問題についても明記するとともに「いじめSOS」のさらなる周知など相談へのアクセス強化を図る取組を引き続き着実に進めてまいりたいと考えております。	福祉課
			大阪市教育委員会では、いじめ対策基本方針を策定し、いじめを受けている児童生徒又はその保護者が助けを求められるよう、また、いじめに気付いた第三者（他の児童生徒や大人）が電子メールやファックスで外部機関に連絡・通報できる「いじめSOS」を設置し、学校を通して児童生徒と保護者に周知を行っています。毎年５月の連休明けの最初の月曜日には、「いじめについて考える日」とし、市立全小・中学校で、朝礼での講話や授業の中で様々な取組を行っています。 　また、子どもたちのコミュニケーションの手段として音声通話よりもSNSを日常的に利用しているという実態を受け、相談窓口の選択肢を広げ、気軽に相談できる環境づくりを進めることを目的に「LINEによる相談窓口」を設けています。 　このほか、こども青少年局の中央こども相談センターでは、不登校やいじめ、対人関係や学習・進路、そのほかにも気にかかっていることを何でも気軽に相談できる電話教育相談「24時間子どもSOSダイヤル」を実施しています。 　これらの様々な相談窓口の情報を、子どもたちや保護者に対してより積極的に周知するため、市立全小・中学校に通う児童生徒を対象に、各校を通じて、年度はじめの４月と長期休業前の７月、12月、３月に相談窓口一覧チラシを配付するほか、７月には「LINEによる相談窓口」携帯カードを、９月には「24時間子どもSOSダイヤル」携帯カードを配付しています。また、大阪市のホームページにも、相談窓口に関する内容を掲載し幅広い周知に取り組んでいます。 　住吉区役所としましても、保護者や支援に関わる大人の方々が、子どもの「いつもと違う」サインに気づき、早期に相談・支援につなげられるよう、区ホームページに相談窓口の案内を掲載したところです。 また、長期休業明けは、子どもの不調や危機が表れやすい時期であることを踏まえ、４月、８月、１月に「広報すみよし」でも情報を発信してまいります。 　※参考資料：配付資料⑧-２	教育文化課

令和８年度第２回住吉区区政会議　事前意見

No.	意見者	事前意見	当日回答	担当
6	一瀬委員	（高校進学後も切れ目のない支援につなぐ仕組みの検討について） 「これまで、小・中までは区とつながって支援してきた子どもが、高校進学段階でつながりが切れてしまう。制度的には守秘義務の壁等の課題がありつつも、切れ目ない支援のつながりを高校以降もできていければいいのではないか。」との意見がありました。 　また、前回の区政会議において委員からも、「高校生の不登校・ひきこもりの子どもに対しても、支援の情報提供や相談・伴走など、もう少し手を差し伸べる取組を充実していただければ」との意見がありました。 　高校生の不登校・ひきこもり支援については、教育関係の委員間でもある程度の共通認識があることが推認されます。なお、区役所からは、「子ども・若者育成支援事業」が受け皿であり、同事業の活用が紹介されたところです。確かに、既に受け皿事業があるのであれば、その活用は有用だと思います。 　一方で、総合教育会議の出席者は「切れ目のない支援のつながり」、委員は「相談・伴走」「手を差し伸べる取組」と表現している点に鑑みると、相談窓口の案内にとどまらず、より踏み込んだ支援策の必要性を感じておられるのではないかと思います。 　高校生の不登校・ひきこもりについては、保護者が現状のプル型（窓口来所型）・インリーチ型の事業を活用することで対応できる場合もあると思われますが、高校生本人に対しては、もう一段踏み込んだ支援（プッシュ型・アウトリーチ型）の検討が必要であるというのが現場の方々の問題意識なのかもしれません。 　高校生への支援は、豊中市や三重県で取組が見られるものの、全国的にはまだ例が多くないのが現状だと伺っております。 　一足飛びに居場所づくり等を進めることは難しいと承知していますが、例えば、大阪市教育支援センター（メタバース）のモデル設置事業の対象を高校生まで拡大するよう要望することや、中学校までの情報共有を通じたひきこもりの未然防止（早期把握・早期支援）の検討など、実現可能性のある施策を洗い出し、検討していく必要があるのではないかと思料いたします。	子ども・若者育成支援事業につきましては、おおむね15歳から39歳までの不登校やひきこもりで悩んでいる子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするために対象者やその家族を支援しています。 　不登校やひきこもりの課題については対象者からの相談は少なく、その家族や支援者、保健福祉センター担当者からの相談により支援につながる事例が多いため、子ども・若者育成支援地域協議会において福祉や保健、教育、就労支援、医療などの関係機関の連携を促進し、年３回の講演会やフォーラムを開催するなど事業周知に引き続き努めてまいります。	福祉課
			プッシュ型・アウトリーチ型の支援を行うためには、ご本人の状況を継続的に把握し、通われている学校や区役所、福祉サービス事業者などのご本人をとりまく関係機関が連携してキャッチした情報の共有や支援の調整を行うことができる体制を構築しておく必要があります。 　住吉区において、プッシュ型・アウトリーチ型の支援を行っている「こどもサポートネット事業」では、こうした連携体制の構築が可能である区内の市立小・中学校に通う児童生徒を対象とし、小・中学校、区役所、地域の福祉サービス事業者等、地域レベルでの連携や情報共有等を行い、必要な支援につなげております。 　一方、高校生は府立や私立学校の在籍であり、大半の方は区外へ通学されていることから、こどもサポートネット事業のような関係機関が連携できる体制を構築するには、区のレベルを超えた府と市の連携体制の構築や府下の他市町村も関わってくる事業となることなど、より広域的なレベルでの調整を踏まえた体制構築が不可欠であり、市や区だけでの事業構築は困難であると考えております。 　なお、これはプッシュ型・アウトリーチ型の事業を前提として想定される課題であり、高校生の不登校やひきこもりについては、ご本人やご家族等が子育て相談室へご相談いただければ、お困りごとの内容を詳しく伺ったうえで、関係部署・関係機関（教育・福祉・医療・若者支援等）も含め、必要な支援につながるようご案内いたします。 　また、大阪市立の高等学校は、すべて令和４年に大阪府へ移管されましたが、大阪府において、高校生が直接相談できる教育相談窓口の開設（すこやか教育相談）や通信制以外の府立高校に通う生徒を対象とした不登校の相談支援（大阪府学びのアクセスセンター）などを行っております。	保健こども家庭課